

佐賀県告示第339号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により、鹿島港臨港地区内の分区を次のとおり指定し、平成26年9月1日から施行する。
なお、鹿島港臨港地区内の分区の指定（平成4年佐賀県告示第148号）は、廃止する。

平成26年8月29日

佐賀県知事 古 川 康

鹿島港臨港地区内分区指定

分区	区域	面積
商港区	鹿島市大字重ノ木の一部	約3.6ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び杵藤土木事務所において縦覧に供する。